# 平成20年度光市行政改革市民会議(第1回)【要旨】

開催日時 平成20年10月21日(火)

13時30分~15時15分

開催場所 市役所3階第5会議室

## 【会議の内容】

行政改革大綱実施計画の年次計画の進捗状況及び平成19年度の取組み状況について、 事務局から概要報告した後、各委員からご意見、ご提言を受けるとともに、意見交換を行いました。

## 【委員意見及び事務局回答要旨】

**委 員**: 『18 接遇マニュアルの徹底等』について、これは市民サービスの問題だと 考えるが、市民へのサービスは心の問題だと思う。全体の奉仕者としての気持ち が職員にあれば、サービスは自然と良くなるはず。職員に、まだそのあたりの考 えが不足しているのではないか。そういう気持ちが職員に無いと、行政改革大綱 やその実施計画ができても、絶対にだめだと思う。職員がやる気を起こすという のが行政改革の基本であり、徹底して心のサービスをするようお願いしたい。

事務局: 成果がなかなか目に見えて表れない項目ですが、総務部人事課を中心に常々研修等にも取り組んでおり、委員の言われる点につきまして、今後、十分に気を付けて取り組んでまいりたいと思います。

## 【人事課からの回答】

行政サービスの提供には、市民の行政に対する信頼が不可欠であり、個々の職員 が各業務を十分に理解し、的確に事務手続きを進めることはもちろん、窓口や電話 等での接遇については、さわやかなサービスに留意しています。

接遇の基本については、職員が常時アクセス、確認できるよう、「さわやかサービス接遇マニュアル」を職員用の庁内ネットワークに掲載するとともに、全職員を対象に年次的に実施する「接遇研修」では、全体の奉仕者としての意識の涵養はもちろんのこと、市民相談の疑似体験等の手法も取り入れ、市民の対場に立って考えることを再確認しながら接遇の能力を向上させ、職場で活かせるよう努めています。

市民の信頼は、職員のちょっとした不適切な接遇・対応で揺らぐことから、市民 全体の奉仕者として、さらに心のこもったサービスの提供に取り組んでまいりま す。

- **委員**: 『47 財政健全化計画の推進』について、計画における目標効果額は28億7,200万円で、平成17年度から平成19年度までの3年間の効果額の累計が約13億4,000万円となっているが、残り2年間の差額についてはどういう見通しか教えてほしい。
  - 『48 事務事業の見直し』の中の『市営駐車場の機械化』について、計画では本年度が実施の予定で、取組み状況では平成19年度が検討・協議となっているが、現在の進捗はどうなっているのか。実施が難しい理由があるのか。
  - 『52 税・使用料等の収納率の向上』について、市税・国保、それから市営住宅・下水道使用料等は、率として捉えると、平均的にはかなり高い率だと思う。 これ以上の向上というのは、なかなか難しいのではないか。
  - 『64 定員管理の適正化』について、現在は398名となっているが、最終目標はどうであったか。改革組織の変更によって人数の差異が生じていれば、それも含めて説明してほしい。
- 事務局: 『財政健全化計画の推進』のご質問についてですが、実は、平成20年3月に計画を見直し、計画期間を平成23年度まで延長しております。財政健全化計画の目標額は、歳出における経費の削減額だけでなく、各種歳入の確保によって得られる増収額を合わせたものとなりますが、その中で、平成20年度の目標額については、7億136万円。平成21年度が、1億9,880万6,000円。平成22年度が、2億2,742万3,000円。平成23年度が、2億7,751万8,000円という数字を掲げております。

### 【財政課からの回答】

財政健全化計画については、三位一体改革等の地方財政における制度改正や社会 経済情勢の変化などにより、この計画の前提となる諸条件が大きく変動してきたこ とから、平成20年3月に内容を見直し、また、計画期間についても、総合計画 の前期基本計画を踏まえ、平成23年度までとし、2年間の延長を行いました。

しかしながら、今日、法人市民税などの市税の大幅な減収が見込まれるとともに、 学校施設耐震化にかかる事業費の増加や、その財源となる市債の増発など、新たな 財政需要も生じていることから、平成21年度中には計画の見直しを予定してお り、引き続き、健全財政の確保に向けた取組みを進めてまいります。 『市営駐車場の機械化』のご質問についてですが、現在、有人管理となっている駅の南口にある駐車場について、機械化の問題も含め、今後の整備計画を本年度の当初予算で予算化し、取り組んでいる最中でございます。なお、北口の駐車場についても、今後の検討課題だと考えておりますが、当面は、南口駐車場の方から取り組んでいくこととしております。

### 【都市整備課からの回答】

平成20年度においては、駐車場の利用状況の実態調査や計画利用台数の設定、 自動化による進入口の検討などを行い、駐車場整備計画を策定いたしました。

計画に基づき、平成21年度においては、詳細な実施設計に着手し、自動化の手 法などを検討する予定としております。

『税・使用料等の収納率の向上』のご質問についてですが、本年3月に見直した財政健全化計画に基づいて取り組むこととしており、現状、県内でも比較的高い収納率ですが、さらに取組みを進めていこうということで、96.5%を市税収納率の目標に掲げております。また今年度、「光市収納率向上対策プラン」というものを、既に担当課において策定しており、今後、それに基づいて新しい取組みを進めていく予定です。

#### 【税務課からの回答】

国から地方への税源移譲や景気の低迷などにより、収納環境がさらに厳しさを増す中、収納率の向上や滞納繰越額の削減を図るため、平成20年9月に市税等収納率向上特別対策本部(事務局税務課)において「光市収納率向上対策プラン」を策定し、全庁的な取組みを行うこととしました。

プランでは、各市税等徴収業務担当課において、収納率の向上や滞納繰越額の削減を図るための目標及び目標達成に向けての具体的な取組みを掲げており、これに基づき、今後とも収納率の向上等に努めてまいります。

『定員管理の適正化』のご質問についてですが、平成17年4月1日現在で440人の職員を一割減らし、平成22年4月1日現在で396人にしようという計画でございますが、現在、計画よりも早く進捗しております。

### 【人事課からの回答】

定員適正化計画は、平成18年2月に策定したもので、平成17年4月1日時点の職員数440人を5年度の平成22年4月1日までに10%、44人削減し、396人とすることを目標に掲げています。

現在、5年計画の4年目に入っていますが、平成20年4月1日時点での職員数は、398人で、3か年で、42人の削減となっています。

**委 員**: 国の施策として、公務員の数を5%減らすというガイドラインが設けられ、全 国的にも、どんどん職員を減らすという流れになっていて、そのカバーを、結局、 市民にやってくださいということで、いわゆる「担い手としての市民」というの が出てくる。「パートナーシップとまちづくり」という点について。

例えば『15 地域のコミュニティの育成』について、4公民館の市民主事がスタートしたが、このように、だんだん行政が身を引いていくと、市民が企画力や経営力をもって具現化していかなくてはいけなくなる。実際、実施にあたってのブレークダウンが不足しているのではないか。施策だけというのではなく、もう少し具体的な方向付けをしなければ難しいのではないか、という感じがしている。それについてどのように考えているのか。

事務局: 確かに、現在、公共が担う部門、守備範囲がずいぶんと拡大されていますが、 一方では、行政改革ということで職員の削減を求められ、コストの削減も求められています。こういう時代にあって、行政サービスを提供するのに十分な条件が 今はまだ整っていない、というのが現実だと思います。

行政サービスを充実させるためには、職員を増やし、あるいは税金も一定のものを負担していただくという方法もありますが、現実には、それは市民の皆さんも受け入れ難く、これからは、行政と市民との適切な役割分担の下に、新しい公共を形成していくという時代になってきているという認識を持っています。

先ほど委員さんも言われましたように、公民館の自主運営ということで、実は 昨年10月から引継ぎも兼ねて4公民館で、また、本年10月からはさらに2つ の公民館において自主運営の体制となりましたが、現実には、それぞれの公民館 において様々な問題があると聞いております。

そういうことがあれば、行政の方に率直に投げかけていただけるように、地域づくり支援センターを設置し、一定程度の職員を充実しており、ご相談していただきながら、お互いに様々な議論の中で解決していければと考えており、行政と市民との適切な役割分担の下で、新しい公共に対する対応を進めていくということになると思います。

ただ、コミュニティの形成については、現在、企画情報課の方でも中山間地域づくりということで進めておりますが、高齢化とともに人口が減少していく中で、いわゆる「限界集落」とその周辺部対策というものが、今後非常に重要な役割を果たしていくと考えております。そういうときに、やはり行政だけでは自ずと限界があり、市民活動のための指針というものも以前作っておりますが、その中で、NPOのあるいはボランティア、そういう様々な市民レベルの活動を集約していかなければ、本来の公共としての役割を果たしていけないという時代になっております。そこを行政がいかに支援していくか、また、市民の方も自ら立ち上がっ

てやっていただきたいということが、これからの行政の大きな課題と考えています。

**委** 員: すぐに回答が出るものでもないし、いろいろな形があると思うが、要するに、 行政と市民との連携ということがとても大事なわけである。

しかしながら現状は、このように組織を縮小していけば、逆に言うと近寄り難くなるという面もある。例えば大和支所がいい例で、85人が15人になれば、地元の人はサービスが悪くなったと感じる。本当に市民で埋めていくには、そこにいろいろな手法を導入しなければ、ただ頑張ってくれというだけではカバーしきれないと私は思う。かなり難しい問題とは思うが、どのような仕組みでやるのかということについて、これから本気で考えていかなければ、行政サービスのギャップは埋まっていかないだろうと思う。

時代も変化しているし、新しい問題の解き方をしなければいけない時にきている。今後、そういう認識で行政施策を打っていただきたい。

## 【地域づくり推進課からの回答】

地域コミュニティとは、自治会をはじめとして、婦人会、老人クラブ、PTA、子ども会などの団体が、それぞれの持つ特色を生かしながら活動している地域社会のことです。

コミュニティの育成には、個々の活動を充実させ、自立した活動を展開していく ことが重要ですが、そうした地域で活動する団体が連携・協力することで地域全体 が活性化し、地域の一体感の醸成に繋がると考えられます。

現在、具体的な方策等について協議・検討しているところであり、ブレークダウンなどの手法等についても、今後検討していきたいと考えています。

**委 員**: 『56 受益者負担の適正化』の中の『ごみ処理の有料化』について、計画では、平成19年度に調査・検討となっているが、合併以前、大和地域においては有料化されていたということもあり、導入は早いのではないかと思っている。今後、どのくらいの時期に実施されるのかということについて、情報があれば教えてほしい。

『68 時差出勤制度の検討』について、これまで8時半から17時までの時間、あるいは少しの延長等の実施はあっても、やはり市民サービスという観点からいくと、利用する側としては窓口の更なる延長を希望するところもある。時差出勤制度を実施するということになると、どうしても労使協議の場に臨まなければならないため、すぐさま結論は出ないかもしれないが、進捗がほとんど見られない。こういうところも、民間協議であればもっと結論は早いのではないかとい

うふうに、私自身の経験の中で思う。これについても、いつぐらいまでに方向性 が出るのか教えてほしい。

**事務局**: 『ごみ処理の有料化』については、平成20年2月に廃棄物減量等推進審議会から答申をいただいておりますが、この中では、いつごろにという具体的方向性は出ていないと聞いております。

『時差出勤制度の検討』について、いわゆるフレックスタイム制ということですが、これもかなり難しい問題で、担当課において、その可能性について鋭意検討を進めているようですが、これについても方向性が見出せていない状況と聞いております。

**委員**: ただ、図書館の開館時間の延長は進めたわけですから、同じ市のレベルだとい うことですれば、その他の窓口についても、同様に話を進めることはできないの か。要するに、時差出勤をすれば、そういったところはカバーできるというのが 民間の発想なのだが。

事務局: 徴収の窓口の延長や、図書館の開館延長といった市民サービスを充実する部分 については、既に実施しているケースもありますが、職員が時差で出勤する、遅くに出勤して遅くに帰るというところまでには、まだ至ってない状況です。

#### 【人事課からの回答】

既に、図書館での開館時間の延長や夜間徴収窓口の開設等、一部の部署においては、開庁時間の延長に取り組んでいます。また、証明書自動発行機を本庁と大和支 所に設置し、休日や夜間に住民票や印鑑証明書等の発行ができるようにしています。

全庁的な時差出勤制度については、今後の組織のあり方や職員数の推移を見極めながら、インターネットなどICTの活用等の他の方策も含めた総合的かつ慎重な検討が必要であり、今後とも、時差出勤制度も含めた多様な勤務形態について、市民サービス向上の面から、情報の収集及び検討に努めたいと考えています。

※ICT: 情報・通信に関連する技術一般の総称で、ITとほぼ同様の意味で用いられる表現。

(Information and Communication Technology の略)

**委 員**: 『16 里親制度の検討』について、PRされているのかどうか分からないが、 具体的なことがよく見えない。もう少し強力にPRしてほしい。里親制度の対象 の中には都市公園もあるが、大蔵池や西河原に行ってみると、結構草があるし、 今年ひどいと思ったのは害虫。多くの市民が周りを散歩しており、市民が市役所 のどこかに伝えたら、それがどんどん解決されるというような仕組みが作れたら なという思いで見ていた。

また、最近、いろいろな保険料を間違って徴収したというケースがあるが、現在は電算システムで行うので、操作を一つ間違えると大きな間違いに繋がると思う。そもそも電算システムの導入は、人間の間違いや、人間がやれば非常にきつい思いをしなければいけないといったものをバックアップするという意味合いで導入したと思うが、逆に電算システムに使われているのではないか。

具体的な例で言うと、88と99歳以上には敬老祝い品が出るが、該当者リストに、対象でない77歳の人の氏名までプリントされるフォーマットになっている。制度が変わっても従前からのフォーマットを変えずに古いものをそのまま使ってやろうとしている。おかしいと思って訊いてみたら、現状ではそのフォーマットを一つ変えるにしても、全部業者に言わないといけないとのこと。SE(システムエンジニア)が職員の中にいて、市役所の方でも簡単に変えられる、あまり簡単に変えてもいけないが、きちんと手順を踏んで変えるというようなことができないものかと思う。

また、予算の管理等でシミュレーションを行うと思うが、エクセルなどを使っても簡単にできるのかもしれないが、市の電算システムを使ってやろうとすると非常に難しいという話を聞いた。今すぐにという話ではないが、業者に任せきりというのではなくて、あるいは、入れないような仕組みになっているのかもしれないが、職員が自由に変えることができるような形にして、そういった便利な道具を十分活用できるよう検討していただきたい。

事務局: 『里親制度の検討』は、確かに少しPR不足の部分があるのかもしれません。 本年度からは、予算額は決して多くはないのですが、環境美化ボランティアサポート事業というものを創設し、そういう活動に取り組む団体に対して、必要物資などを提供していく事業を開始しております。利用状況については、現在、手元に資料が無いため申し上げられませんが、今後ともそのあたりの周知徹底等を図るよう、所管課に伝えていきたいと思っております。

### 【地域づくり推進課からの回答】

光市では、平成19年度から、環境美化意識と利用者のマナー向上を啓発し、快適な都市環境を創出するため、市民の皆さんに道路や公園などの公共空間の「親代わり」となって環境美化活動に取り組んでいただき、市がその活動をサポートする『環境美化ボランティアサポート事業』を実施しており、現在、市内5区域で道路や公園等の美化活動に取り組んでおられます。

事業のPRについては、これまでにも市広報やホームページ等を通じて行ってい

ますが、引き続き、自主的に環境美化活動をしている団体等への声かけや、看板、 広報等でのPRに努めてまいります。

電算システムの関係でございますが、まず、誤徴収の件につきましては言われるとおりでございますので、今後、私どもも含め、鋭意、二度と起こらないようやっていく必要があると考えております。

プログラムの修正の問題についてですが、現状では、財政関係で申し上げますと、予算編成、予算管理、決算等については、財務会計システムを活用し、将来シミュレーション等については、こうした電算システム内のデータを活用してエクセル上で行っているのが実情でございます。

現行プログラムの修正や、当初のプログラムに想定してないことを新たに行おうとする場合、職員ができるものであれば職員がやった方が、コスト的にもずいぶん少なくて済むと思います。しかしながら、今の電算システムというのはものすごく複雑な構造になっておりますので、職員では、どこかを修正しようとしたときに、他のシステム等にどういう影響が出てくるかという全体的な把握は難しく、その修正によって他のものに影響が出た場合は、もしもそれが住民サービスに直結するものであったら、大変なことになる場合もあると考えています。

そこで、職員の方にSEやそういう資格・能力を持った者を雇えばいいのではないかということになるわけですが、もしも市がそういう職員を雇ったとしても、役所の仕事は広範囲にわたりますので、その職員を採用してから定年まで、ずっとその部署に配置しておくことができず、そういう専門的な職員を雇うことが難しい面が一方ではあります。そのため、民間と行政とで業務を分担しながら行っているのが現状で、こうした方がいいのではないかという理想的な考え方もありながら、なかなかそれができないというのが今の現実でございます。

## 【企画情報課からの回答】

現在、光市では、様々な事務に電算システムを活用していますが、独自にシステム開発を行えば、莫大な開発費用と時間を要するため、総合行政情報システムなど業者が販売するパッケージソフトを購入し、本市の個々の業務のやり方に合わせて、業者のSEがシステム改修を行う方法を採っています。

そのため、制度改正等によりシステム自体の改修が必要となる場合には、プログラムの中身までは公開されていないことや、契約上の決まりなどにより、仮に市の職員等に情報処理の資格や能力のある者がいたとしても、業者SE抜きで実施することは困難となっています。

また、ご意見の趣旨は、「情報システムを十分活用できるように検討してみては」 と理解しておりますが、定型かつ大量処理が必要な業務については、電算システム を活用する方が効率的となる場合が多く、また、各種シミュレーションや単発的な リストの抽出などは、表計算ソフト等で十分対応が可能な場合もありますので、職 員研修の充実等により、職員一人ひとりの情報処理に関する能力の向上を図るとともに、業務量や内容、コストなど状況に応じた適切な対応を行っていきたいと考えています。

**委 員**: 『24 事務決裁規程の見直し』について、内容には「組織内で権限委譲を進め、事務処理のスピード化を進めるとともに、責任の所在を明確にする」とあるが、企業では、部長事務規格、課長事務規格等、全て仕事の内容がきっちりと定めてあり、その中で権限委譲ということを行っているが、市役所ではそうなっていない気がする。

例として、以前、周防の森ロッジに桜の木を植えるという話があり、まず担当が見に来て、翌日に係長、その次は課長、その次は部長、そして、最後は市議会議員の方が来て、とうとう止めることになった。そこには何の権限の委譲も無いし、責任も無い。だから、権限の委譲をしっかりと行って、担当がきちんと上の人に対して報告することで決定するというかたちをとらないと、業務の無駄がなくならないばかりか、責任も明確にならない。是非、そういうことを改革いただきたい。

- 事務局: 『事務決裁規程の見直し』につきましては、平成18年度の取組み状況等の欄に、「財務会計システム更新状況に合わせ検討」と明記しておりますが、本年度進めている新しい財務会計システムの導入に合わせ、見直しに取り組んでいるところでございます。そのことが、委員さんの言われるような権限の委譲とか、そういうことに必ずしもイコールにならない部分はございますが、そういったことに対しても、一歩一歩取り組んでいきたいと考えております。
- **委 員**: 私は、行政改革、地域の皆さんの力の活用、という方向性については全く賛成であるが、先ほども出たが、『15 地域のコミュニティの育成』の中身として、自治会の活動や公民館の自主運営というものがある。これは行政の組織とも関係があるが、公民館の自主運営にはいろいろな問題があるのではないかというふうに思う。現在の進捗状況と、ネックがどこにあるのか教えてほしい。
  - 『25 民間委託の推進』の中の『道路維持業務の自治会等への委託』について、計画では本年度から実施するということになっており、既に実施されていることと思うが、現在どういう状況なのか、またどこに問題があるか教えてほしい。
  - 『39 大和支所の見直し』という項目について、新市建設計画では、平成20年度の4月から支所を見直して出張所にするということになっていたと思う。ただ、それには問題もあるのではないかというふうに思っており、特に、公民館

との関係は、非常に問題があるのではないかと思うので、そのあたりについて教 えてほしい。

『49 補助事業の整理・合理化』について、団体運営補助というのがあり、 どのくらいの団体に補助が出ているのか、私の方には全く分からないが、記載し てあるものは市の団体運営補助の一部で、他にも団体運営補助としてかなりのお 金が出ているのではないかと思う。全部をゼロにしなければいけないという問題 でもないが、このあたりの課題や問題点についてお願いしたい。

先ほども問題になったが、『56 受益者負担の適正化』の中の『ごみ処理の有料化』について、これがなぜ進まないのか、簡単にでも教えてほしい。

事務局: 『地域のコミュニティの育成』ということについて、先ほども同様のご質問をいただきましたが、今後、行政と市民の役割分担の中で進めていくことが必ず必要になってくると思います。

現在、光市内では6公民館が自主運営となっています。大和地域については、合併前は、公民館組織というものが塩田と東荷にはあったと聞いていますが、全体を総括するようなかたちでの公民館活動というものが行われていなかったという実態がございます。合併後、平成17年4月に大和公民館を立ち上げましたが、大和地域の公民館活動のあり方全体を考えたときに、まだきちんとした条件整備ができておらず、当面は行政主導で支援・フォローアップしていく必要があり、今回、大和公民館については自主運営から外したという経緯がございます。

大和地域には、現在、大和公民館と東荷公民館と塩田公民館の3つの公民館がありますが、現状では、それぞれ独立した公民館というふうな位置付けになっています。今後、それらをどう連携させていき、果たして、将来的にはそこが一つでいいものかどうか、そのあたりも含めて検討する必要があると思っています。塩田・東荷については、それぞれ過去からいろんな活動をしてこられたという経緯もありますので、そういう一定の歴史も踏まえながら、大和地域については、今後も検討していく必要があり、自主運営については時期早尚ということで、現在進んでおりません。

### 【地域づくり推進課からの回答】

平成19年10月より室積・島田・浅江・三島の4公民館で地区推薦の主事を配置し、平成20年10月には、光井・周防公民館にも地区推薦の主事を配置し、地域による公民館運営をスタートしています。

また、大和地域においても、大和公民館を中央公民館としてスタートしましたが、3館協議の結果、それぞれの館が独立して公民館運営をすることになり、平成20年7月より東荷・塩田公民館にも、地区推薦の主事を配置しているところです。

各公民館の業務は、公民館、青少年を中心とした地区会議、自治会、地区社協の 業務を行っておりますが、課題といたしましては、各組織との連携や、地域の特性 を活かした公民館運営、それぞれの運営組織の継続性や安定性の確保、地域の主体的な活動の促進などが考えられます。

『道路維持業務の自治会等への委託』についてですが、総合計画を作るときの ワークショップにおいてご提案いただき、現在実施している里親制度(環境美化 ボランティアサポート事業)というものもございますが、現実問題として応募団 体が少ないということがありますので、逆に市の方から各自治会の方にお願いを するような形で、市と自治会の方でどういう役割分担をしたらいいのかというこ とが課題となっており、担当課の方でもいろいろと検討しているところでござい ます。

## 【土木課からの回答】

草刈等の道路維持業務について、旧大和地区においては、業者委託のほか、一部を自治会に委託して実施していますが、これは奉仕活動的要素を含む委託として、小額な委託料により地域の合意のうえで長年にわたり根付いた制度となっています。

当面は現在の取組みを継続しながら、事務合理化や共創協働のまちづくりの観点も踏まえた検討を行い、効率的な道路維持管理を行っていきたいと考えています。

『大和支所の見直し』につきまして、確かに、この4月から出張所にすることは合併協議のときの確認事項でございました。しかし、現状や議会のご意見、また大和地域の住民の皆様の声などからして、今はまだ、そこをすぐに出張所の体制にするということには、非常に無理があります。合併時の確認事項として、遵守し、尊重していかなければいけないのですが、出張所ということになると、職員4、5人になってしまいますので、人口は8千人程度とは言いましても、大和地域のあれだけの面積、エリアを持つところを、4、5人の職員でできるかどうかということになると、行政としては、そこになかなか踏み切れなかったということです。議会からも、しばらくは支所として存続してほしいという声がありますので、当面は支所として継続していこうという考え方を持っております。

### 【人事課からの回答】

大和支所の出張所への移行につきましては、平成21年度に予定する簡易水道の 上水道への統合や、大和公民館の自主運営への移行等に伴う組織体制の見直しとと もに、現在の大和支所で実施している道路維持や災害対応等の業務の実態の精査な どを踏まえ、大和地域の市民サービス全体を考慮し、十分に論議を深めながら検討 したいと考えています。

『ごみ処理の有料化』については、現状対策ということからしますと、当然、

有料化を進めていかなければならないと思います。このごみ処理のコストというのは、相当の金額がかかっており、一定程度、市民のみなさんにも負担していただくというのは、正しい方向ではないかと考えております。

そういうことで、来年度から、県全体として、スーパーのレジ袋の有料化に取り組んでいこうという方向で検討が進んでおります。ただこの度、リサイクルセンターができてごみの分別をかなり細分化することになり、市民の皆様にいろいろとお願いをしておりますが、高齢者の方にはその分別が非常に難しいという実態があり、どちらかと言うと、そちらの方の問題を先に片付ける必要があります。当然、ごみ処理の有料化の答申というのは、審議会の方からいただいておりますので、そういう方向で検討させていただきたいと思いますし、その方向は間違ってないと考えております。

## 【環境事業課からの回答】

平成20年2月、光市廃棄物減量等推進審議会から「ごみ処理の有料化は、ご みの減量化や再資源化の促進に効果が認められることから、ごみ処理の有料化を進 める必要がある。」との答申が出されましたが、併せて「ごみ処理の有料化は、ご み減量のための手段であり目的ではない。ごみの減量化に向けて有料化制度の導入 以外にも様々な施策を複合的に展開する必要がある。」「ごみ処理の有料化は、市民 に負担を強いる制度であり、その導入時期については市民の理解を求めながら慎重 に検討すべきである。」との附帯意見が付記されました。

このため、現在、こうした答申を踏まえ、有料化制度の導入時期や具体的な導入 方法について検討を進めるとともに、市民が光市のごみ問題について正しく認識 し、理解できる取り組みを展開しているところです。

『補助事業の整理・合理化』の中の団体運営補助の見直しの件についてですが、 市から各種団体に出している補助金の中には、大きく分類いたしますと、団体を 運営するための補助金と、事業を実施される際にそれに対して支援する事業補助 金という2通りがございます。ここに記載しております団体運営補助の見直し内 容についてですが、市内各種団体に対する補助金は、全体で約60件あり、平成 19年度中に14件について廃止または縮減し、また一方で、新たに開始または 増額した件数が4件という状況でございます。

委員: 約60件で金額はいくらですか。

**事務局**: 平成20年度の当初予算額ベースで、トータル60,659千円でございます。 件数的には、61件となっております。

### 【財政課からの回答】

予算編成においては、補助事業等について事務事業評価を試行的に実施してお

り、その結果については新年度の予算にも反映しています。

引き続き、各補助事業の効果等について十分な検証を行いながら、限られた財源を適切に配分し、また、効果が薄いと判断されるものや、多額の繰越金を生じている団体に対する補助金については、できるだけ早期に縮小または廃止できるよう、取組みを進めてまいります。

る 員: 行革というテーマで市民会議をやっているが、改革という名がついているからには、やはり、普通でない努力を皆でしようということだと思う。先ほど経過報告があったが、職員の方のまたは所管ごとの、これらの項目に関する取組みの苦労の中身や達成感というものが、この会議のメンバー全体で共有されない限り、集まっても意味が無いと思う。普通のように見えるけれども、ものすごく努力してやったのだということをメンバーで共有して、次の力に繋げていかないと、大きな協働と言うか市民を巻き込んで、自信を持って難しいことに立ち向かうという力が出てこないと思う。そう意味で、私も本会議の委員として本当にいい勉強させてもらったが、この行政改革に関しては、達成感があんまり無い。職員の方が相当頑張って、普通でないことをこの3、4年間やってきたということに対して、それを皆で認めてあげるという仕組みを作らないと、それがあって初めて、何故うまくいかなかったのかということが、文句言えるようになると思う。これからも、いろいろな改革なりまちづくりを進める上で、大きな計画を具体化していく時に、そういう仕組みを作る必要があるのではないかということを心底感じた。

**事務局**: 委員の言われるとおり、行政改革は行政と市民の皆さんが一体となって、不断 の努力で取り組んでいく課題であると考えております。

現在の行政改革大綱は、平成21年度で計画期間が終了しますので、今後、新 しい大綱の策定に向けて見直しを行っていかなければならないわけですが、今ま で委員の皆様方からいただきました貴重なご意見、また今のご意見も踏まえまし て、今後さらに取組みを進めていきたいと考えております。

**委 員**: 私が最初に参加したときに申し上げたことは、「市ができなくなったことを住民 にやってもらうということだけでは進まない」ということ。そのためには、やは りコミュニケーションが大切で、市としてはこういうふうにしてほしい、では私 達はどこまでできるのか、というコミュニケーションができなければ、住民との 協働は上手くいかないだろうと思っている。

その中で私が一番身近に思うことは、地域のコミュニティ、具体的に言えば公

民館のことであり、地域づくり支援センターができたということは、私や私の周りの人間にとっては、とても大きなことで、いろいろなことがやり易くなり、他の団体の方たちとの繋がりもできた。

ただ、まだ地域づくり支援センターということがあまり認識されておらず、まだあそこは勤労者総合福祉センターだと思っている人もいて、勤総って言えば分かるけれども、地域づくり支援センターと言うと、「何処?」と言われてしまう。また、これは私達の問題でもあるが、それぞれの団体が、個々のことはとてもよく分かっているけれども、それが市のサービスの補完という面でどこの部分にあたるのか、ということの認識があまり無いまま活動しており、市全体としてどうなのかということの目を誰かが持っていなければ、せっかく地域づくり支援センターができても、結局ばらばらとやることになる。

例えば、公民館のことであっても、一つ一つの公民館は一生懸命やっている、では、地域づくり支援センターという大きな目で見たときの公民館の役割とは何なのか、という目を誰が持つべきであるのかということを、今日、話を聞きながら思った。地域コミュニティというものを考えるときに、地域づくり支援センターは、そこを中心にすればいろいろなものが繋がっていけるいい場になるのではないか、ということを今感じている。

#### 【地域づくり推進課からの回答】

地域づくり支援センターは、市民の皆さんが多様な市民活動に参加することを促進し、市民及び市民活動団体の連携や交流、市民活動に関する情報の受発信などを行うとともに、公民館の自主運営移行に伴う支援や行政との連携窓口となり、市民活動や地域コミュニティ活動などの促進、活性化を図っています。

平成19年10月に開館して以来、市民活動団体等の利用者も着実に増加していますが、引き続き各種の情報発信やイベント等を通してセンターのPRに努めるなど市民活動の活性化を図るとともに、公民館自主運営に伴う課題や問題点を整理し、自主運営移行後のサポートを充実したいと考えております。